

さいたま市告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年2月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南595番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県さいたま市見沼区御蔵1530番地14  
さいたま福社会株式会社 代表取締役 由井 確明
- 3 許可番号  
令和7年3月31日  
第開 - N2024149号
- 4 検査済証番号  
令和8年2月18日  
第完 - N2024149号